

3 盛協第 162 号
令和3年9月17日

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊谷 修二
玉山総合事務所総務課長 壽 俊行

岩手緊急事態宣言の解除に係る町内会・自治会行事等の対応について (お知らせ)

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症への対応として総会・イベント等を自粛いただいておりますことに併せてお礼申し上げます。

さて、岩手緊急事態宣言が令和3年9月16日(木)をもって解除となりましたので、今後は以下の取扱いを参考にされますようお願いいたします。

また、各年齢層においてワクチン接種が進んでいる状況にあります。また、デルタ株への置き換わりが進んでおりますことから、行事等の開催にあたっては感染防止対策の継続をお願いいたします。

町内会・自治会長様におかれましては、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 町内会・自治会行事等の取扱いについて

(1) 不特定の方が集まる行事

開催の延期・中止、又は開催方法の変更について検討をお願いします。

(2) 特定の方が集まる行事

開催を必要とする場合は、開催時間の短縮や人数制限など参加者間の接触を可能な限り減らすほか、次に例示する感染防止対策が、開催に先立ち徹底されているか、改めて検証をした上で開催するようお願いします。

【感染防止対策の例】

- ・手洗い、マスクの常時着用及び咳エチケットを励行する。
- ・適切な方法でマスクを着用する。
- ・ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素をともなう会合等を回避する。

2 感染状況に応じたイベント開催制限等（国の基準）

時期	取扱区分	収容率（注4）	人数上限（注4）
緊急事態宣言，まん延防止等重点措置 対象地域外の都道府県(岩手県)		大声なし（注1） 100%以内	5000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方（注3）
※時期については感染状況に応じる。 ※取扱区分は収容率参照。		大声あり（注2） 50%以内	

注1：大声での歓声，声援等がないことを前提としうる場合。飲食を伴うが発声のない催物は「大声なし」として扱う。

注2：大声での歓声，声援等が想定される場合。異なるグループ間では座席を1席空け，同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち，収容率は50%を越える場合がある。飲食を伴う催物は「大声あり」と同じ扱いとする。

注3：施設の使用制限は，収容率要件など，必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

注4：収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある）。

3 その他

- (1) 今後も町内会・自治会長様に，特にお知らせする必要がある内容の変更等がありましたら，適宜，お知らせして参ります。また，今後の感染状況等の状況に応じ，随時，国等から発出される情報も参考にさせていただきますようお願い申し上げます。
- (2) 各町内会・自治会が管理する自治公民館等につきましては，別紙通知を参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

担当：市民部市民協働推進課 地域活動係 電話 019-626-7500（直通） 玉山総合事務所総務課 地域政策係 電話 019-683-2116（直通）
